

兵庫県下 11 箇所・大阪府下 8 箇所 で組織拡大行動 タクシー事業法・組合の役割を訴えた

(近畿地連)

2012年8月20・21日 組織拡大及び「タクシー事業法」早期成立の必要性を訴えた。

全自交近畿地協は 8 月 20 日・21 日の両日、兵庫県下 11 カ所、大阪府下 8 カ所で、組織拡大及びタクシー事業法早期成立の必要性を訴えて街宣活動、チラシ・ティッシュ配布行動を行いました。

20 日の朝 10 時、近畿地協役員、傘下单組役員が JR 尼崎駅に集結して街宣車による宣伝活動を行い、タクシー乗務員一人ひとりに全自交労連組織拡大チラシと地連独自のティッシュを配布して労働組合の果たす役割訴えました。



その後、西宮をはじめ三宮や新神戸駅などの神戸市中心部、明石市から加古川市まで足を伸ばし、各地で現地の単組役員が駆けつけて街宣許可を受けた時間ぎりぎりまで行動しました。

翌 21 日は大阪府下に場所を移し、難波駅周辺を皮切りに大阪駅周辺、新大阪から大阪空港、池田・茨木・高槻の北摂地域で、現地単組役員が協力して行動を行いました。

両日回れなかった地域については後日、各地連・単組で任務分担して行動することになっています。

